

○下水道等事業に関する用語集

【別海町で区分されている下水道の種類】

区分	計画処理人口 (原則)	対象地域	別海町対象区域名
特定環境保全公共 下水道	1,000～ 10,000 人	市街化区域外	別海終末処理場 西春別終末処理場（西春別駅前） 走古丹終末処理場
農業集落排水施設	概ね 1,000 人以下	農業振興地域	西春別農業集落排水処理施設 上春別農業集落排水処理施設 中春別農業集落排水処理施設
漁業集落排水施設	100～ 5,000 人	漁港の後背集落	尾岱沼漁業集落排水処理施設 別海漁業集落排水処理施設

【その他下水道の種類】

1 下水道法上の下水道

(1) 公共下水道

『主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう』（下水道法第2条第3号）。公共下水道の設置・管理は、原則として市町村が行います。

狭義の意味で用語を使用する場合には、「特定公共下水道」「特定環境保全公共下水道」を除いたものを指します。（国土交通省 HP 引用）

(2) 特定公共下水道

公共下水道のうち、特定の事業者の事業活動に主として利用されるものを「特定公共下水道」といいます。具体的には、当該下水道の計画汚水量のうち、事業者の事業活動に起因し、又は附随する計画汚水量が概ね 2/3 以上を占めるものとされています。（国土交通省 HP 引用）

(3) 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもので、自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの、または公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの及び処理対象人口が概ね 1000 人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるものを「特定環境保全公共下水道」とされています。一般的に「特環」と呼ばれています。（国土交通省 HP 引用）

2 集落排水

(1) 農業集落排水施設（一事業）

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等処理する施設。この整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環と基礎的な生活環境の向上を図ります。一般的に「農集」と呼ばれています。

また、処理水の農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質を生かした環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献します。（農林水産省 HP 引用）

(2) 漁業集落排水施設（一事業）

漁業集落排水施設とは、漁港及び漁場の水質の保全、漁村の環境衛生の向上、自然災害の防止などを行うために、し尿及び家庭雑排水の処理並びに雨水排除を目的とする施設。一般的に「漁集」と呼ばれています。（農林水産省（水産庁）HP 引用）

(3) 林業集落排水施設

林業集落排水施設 山村地域の生活環境基盤の整備を促進するため、林業経営及び集落におけるし尿、生活雑排水等処理する施設。（岩手県 HP 引用）

(4) 簡易排水施設

市町村が設置する小規模な下水処理施設のことを指します。公共下水道と同様に、埋設された排水管によって集められたトイレと生活雑排水を合わせて処理する施設ですが、法律上の位置づけは、し尿処理施設になります。（一般財団法人環境イノベーション情報機構 HP 引用）

(5) 小規模集合排水処理施設（一整備事業）

農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき指定された農業振興地域において、小規模な集合処理施設を整備することが効率的な場合に、原則として10戸以上20戸未満の規模で実施されるもの。（環境省 HP 引用）

3 浄化槽

(1) 特定地域生活排水処理施設（一事業）

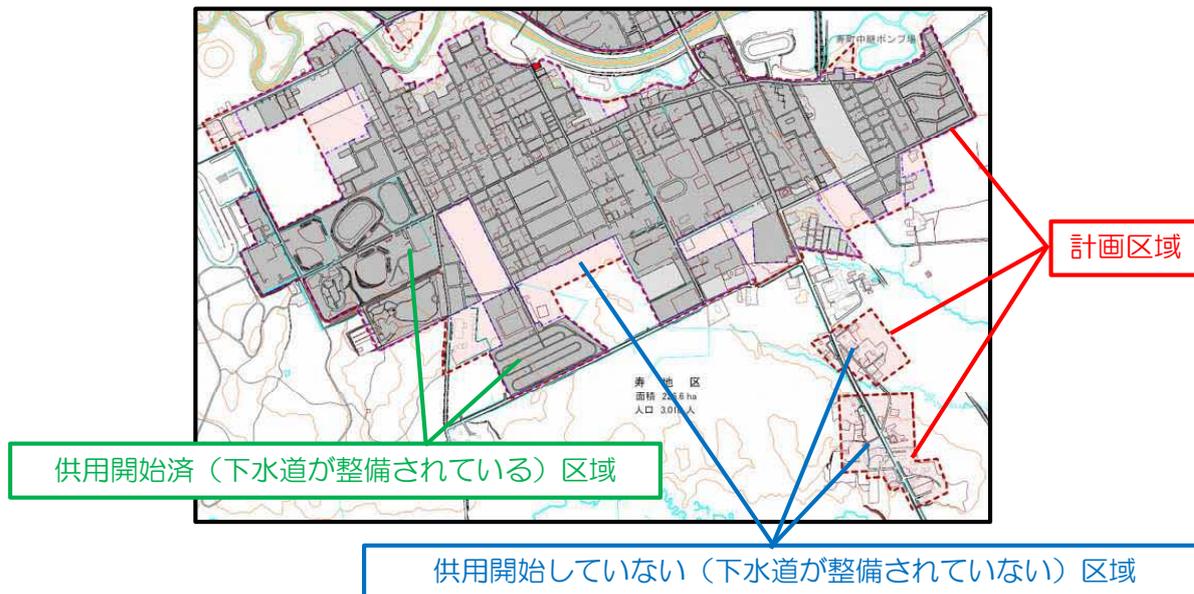
国庫補助の対象とならない単年度当たり20戸未満の規模であって、かつ、単年度あたり10戸以上の規模で実施されるもの。（環境省 HP 引用）

(2) 個別排水処理施設（一整備事業）

市町村が地方単独事業として自ら個別の住宅等における合併処理浄化槽の整備を行うもので、下水道、農業集落排水施設等の集合処理施設に係る処理区域の周辺地域及び特定地域生活排水処理事業の対象となる地域において実施されるもの。（環境省 HP 引用）

【計画区域と供用開始区域の関係性】

<イメージ図> ※面積も人口も同じ考え方



【全体計画人口】

下水道を計画している区域に住んでいる計画上の人口。計画の見直しに合わせ計画人口が更新されています。これに浄化槽計画人口を足すと行政人口となります。

<参考（令和5年3月31日時点）>

事業名	区域名	基本計画人口（内定住人口）	計画面積
特定環境保全公共下水道事業	別海処理区（別海）	5,440人（5,440人）	371.9ha
	西春別処理区（西春別駅前）	1,490人（1,490人）	119.8ha
	走古丹処理区（本別海）	160人（160人）	17ha
農業集落排水事業	西春別地区（西春別旧市街）	320人（260人）	31ha
	上春別地区（上春別）	340人（193人）	25ha
	中春別地区（中春別）	650人（506人）	36ha
漁業集落環境整備事業	尾岱沼地区（尾岱沼）	4,320人（1,600人）	104ha
	別海地区（本別海）	490人（410人）	27ha

【計画区域内現況人口】

下水道を計画している区域に住んでいる“現在の人口”。

【供用開始済人口】

下水道を利用できる環境にある区域に住んでいる人口。

【水洗化人口】

「供用開始済」区域内で、実際に下水道へ接続している人口。

【オキシデーションディッチ法（OD法）】

なるべく簡単な施設で処理するために開発された排水処理方法で、最初沈殿池を設けず、機械式エアレーション装置を有する推進の浅い無終端水路を反応タンクとして、低負荷条件下で活性汚泥処理を行い、最終沈殿池で固液分離を行う処理方式であり、下水中の有機物の除去とともに、好気と無酸素の工程を繰り返すことにより、硝化・脱窒により高度な窒素除去ができます。

【回分式活性汚泥法】

1つの槽内で、①汚水投入、②ばっ気、③静置（沈殿）、④上澄水（処理水）を排出、のサイクルを繰り返しながら処理する方法です。1つの槽でばっ気槽と沈殿槽を兼ねるので装置の構造が単純であることなどの特徴があります。（畜産環境技術研究所 HP 引用）

【有収水量】

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる水量。

【有収率】

年間有収水量 ÷ 年間汚水処理水量を%で表したものの。

【下水道使用料】

別海町では次のとおり設定しています。

用途	基本水量	基本料金	超過料金 (1 m ³ 増すごとに)
家庭用	5 m ³ まで	894円	165円
業務用	8 m ³ まで	1,430円	165円

【水道“料金”と下水道事“使用料”の関係】

水道は「蛇口をひねると水が出る」という環境を整備し、サービス・モノ（水）を提供しているものであることから“料金”と呼ばれていることに対し、下水道は排出したモノ（汚水）を下水道等事業が一括して処理し、汚水の売にに応じて負担していただいているという仕組みであり、その性質の違いから“使用料”と呼ばれています。

ちなみに、浄化槽による汚水処理をしている方々は浄化槽のくみ取り費用（自己負担）が発生していますが、「下水道使用料」は発生していません。

【（下水道事業受益者）分担金】

下水道が整備されることにより、その地域の環境が改善され、未整備地区に比べ利便性や快適性が向上しますが、道路や公園とは異なり、その利益を受ける方が整備地区の住民だけに特定されるため、の利益を受ける方から、下水道の整備に要する建設費の一部を負担していただくことにより、負担の公平性を保ち、より一層の下水道の整備を推進していきます。「別海町下水道事業受益者分担金に関する条例」で230円/m³と定められています。

【経常収益（費用）】

公営企業会計の予算書様式の第3条（いわゆる3条予算）に区分される収入（支出）を指します。3条予算は維持管理・運営に係る科目が該当し、収入は下水道使用料、一般会計からの補助金など（支出は維持管理費、職員給与費、企業債に係る利息支払など）が該当します。

【総収益（費用）】

経常収益（費用）に加え、公営企業会計の予算書様式の第4条（いわゆる4条予算）に区分される収入（支出）を加えた総収入（総支出）を指します。4条予算は設備の更新など建設費用に係る科目が該当し、収入は、国や北海道からの補助金や一般会計からの出資金、企業債など（支出は建設改良費（事業費）、職員給与費、企業債に係る元金支払など）が該当します。

【キャッシュフロー計算書（Cash Flow）】

現金の流れを表した計算書であり、経営状況の実態を示したものです。営業活動（営業に係る収支）・投資活動（施設整備などに係る収支）・財務活動（企業債の借入・償還に係る収支）の3つに分けて表示されています。

【損益計算書（Profit & Loss statement）】

営業期間における企業の経営成績を明らかにするために費用と収益とを対照して一表に表示した計算書を指します。（公営企業法第3条関係予算）

営業収益、営業費用、営業外集積、営業外費用、特別利益（または損失）で構成されており、それぞれ営業利益（または損失）、営業外利益（または損失）、当年度純利益（または損失）として計算され、最終的に当年度末処分利益剰余金（または未処理欠損金）として表示されます。

<イメージ図>

費用	収益
当年度純利益	

【貸借対照表（Balance Sheet）】

一定の時点における企業の財務状態を明らかにするために作成される表で、負債・資本・資本金を記載した表を指します。（公営企業法第4条関係予算）

表の左側に資産（借方）、右側に負債（貸方）と資本が表示されています。

表の左右で均衡（バランス）が取れていることから「バランスシート」とも呼ばれています。

<借方>	<貸方>
流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	資本

【基準内（外）繰入金】

地方公営企業法上、①その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費（例：公共の消防のための消火栓に要する経費）、②その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費（例：へき地における医療の確保を図るために設置された病院に要する経費）等については、補助金、負担金、出資金などとして一般会計が負担するものとされており、この経費負担区分については毎年度「繰出基準」として総務省から通知があります。（参考：総務省HP）

また、その基準に基づき、一般会計側と協議のうえ繰入金を決定しています。

【水量予測】

将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）などの予測をもとに今後の有収水量を予測し、使用料収入がいくらになるのかを予測します。この結果により、経費回収率の向上が見込めない場合には、下水道使用料の改定なども検討していく必要があります。

【ストックマネジメント】

下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することを指します。

これを実施することにより施設の安全性を確保し、良好な施設状態維持が可能となるとともに、施設全体のライフサイクルコストの低減が図れる、といった利点があり、適正かつ合理的な施設管理を実施することが可能となります。（参考：下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン）

一般的に「ストマネ」と呼ばれています。

【アセットマネジメント】

一般的には金融資産や不動産などを管理・運用すること（広義のアセットマネジメント）を指します。

近年では公共事業により造成された施設について、維持管理や補修などをどのように効率的に行うかといった技術体系及び管理手法の総称（狭義のアセットマネジメント）として使われています。（参考：農林水産省HP）

「ストックマネジメント」＋「投資計画（限られた財源の中での対応を検討する）」の意味合いを持ち、長期計画を立てる上で非常に重要な項目の1つとなっています。

一般的に「アセマネ」と呼ばれています。

【経費回収率】

下水道等使用料収入で、汚水処理費用をどれだけ賄えているかを数値的に表した指標です。

この指標は、100%以上であることが企業として求められています。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となり、経営戦略によって経費回収率の向上を図ることが求められています。（総務省HP 一部引用）

【財政調整基金】

災害普及、地方債の繰上償還、その他財源の不足が生じたときの財源を積立金です。

【減価償却費】

資産の取得にかかった費用を耐用年数（固定資産が本来の役割を果たすとみなされる使用できる期間）で割り、各年度に配分するその費用を指します。（総務省HP 一部引用）

【下水道普及率】

町全体の人口のうち、どのくらいの人が下水道を使えるようになったかを示した割合です。

【処理区域内人口】

下水処理が開始されている処理区域に居住する人口を表し、下水道事業において事業規模を表す指標です。

【汚水処理水量】

下水道施設に流入する水量のうち、雨水処理水量を除いた部分が汚水処理水量となります。

【年間有収水量】

下水道使用者が、排出した汚水の総量となります。

【使用料単価】

有収水量当たりの使用料収入のことを指します。

【長期前受金戻入】

資産の取得に充てられた収益を耐用年数で割り、各年度に配分する収益を指します。

【企業債】

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等などに要する資金に充てるために借りるお金のことを指します。

【汚水処理原価】

有収水量当たりの汚水処理費用のことを指します。

【最適整備構想】

農業集落における生活排水の処理等を行う施設において、老朽化が進行する中、劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定め、適時適切に老朽化対策をまとめた計画です。

【機能保全計画】

漁業集落における生活排水の処理等を行う施設において、老朽化が進行する中、施設機能を保全するために必要な対策方法等を定め、適時適切に老朽化対策をまとめた計画です。

【固定費】

各委託料のうち、管渠内清掃や汚泥の運搬等に係る費用を固定費としています。

【内部留保資金】

積立金に加え減価償却費といった現金支出を伴わない費用であって、会計内部に留保された現金等の資金を指します。建設改良費や企業債償還金等の財源に充てることができず。また、内部留保金が多ければ自己資本比率も高くなり、財務健全性としてはいいこととなります。

【流動比率】

流動資産（1年以内に現金化が予定されている資産）の流動負債（1年以内に支払いを要する負債）に対する割合であり、短期的な債務の支払能力を見る指数となります。流動比率の数値が大きいほど、急な資金繰が必要となった時の対応力が高いと判断され、低い状態が続いた場合、資金繰りの悪化や倒産といった大きな問題が起きる可能性があります。

国からは100%以上であることが求められており、一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。（総務省HP 一部引用）

【経常収支比率】

料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の経費をどの程度賄えているかを表す指標です。

国からは100%以上（黒字）となっていることが求められており、100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が求められています。

また、経常収支比率が高くても、経費回収率が低い場合には、料金収入以外の収入で賄われていることを意味することから、必要に応じて料金の見直しを検討する必要があります。（総務省HP 一部引用）

【ウォーターPPP（Public Private Partnership）】

公民連携のことで、長期契約で管理・更新を一体的にマネジメントする方式です。コンセッション方式だけではなく、コンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式をまとめてウォーターPPPといいます。

例えば、町職員の減少などに対応するため、下水道関連施設の維持管理と改築工事などを一括発注、かつ10年程度の長期契約を一括発注することにより、民間企業の創意工夫を引き出すことにより、個別に発注するよりもコスト縮減効果などが期待できます。

【コンセッション（公共施設等運営事業）方式】

料金徴収のある公共施設について、所有権を行政に残したまま、運営を特別目的会社が行う方式となります。

ウォーターPPP	
公共施設等運営事業（コンセッション） [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] 新設
長期契約（10～20年）	長期契約（原則10年）*1
性能発注	性能発注*2
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事
運営権（抵当権設定）	【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント（CM）
利用料金直接収受	
上・工・下一体：1件（宮城県R4） 下水道：3件 （浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5） 工業用水道：2件（熊本県R3、大阪市R4）	*1管理・更新一体マネジメント方式（原則10年）の後、公共施設等運営事業に移行することとする。 *2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

（引用元：内閣府 HP 「ウォーターPPP の概要」）